

事務総局会議（第35回）議事録

日時	令和3年11月2日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	仲裁法の改正に関する要綱案について 門田民事局長説明
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛	

事務総局会議（第36回）議事録

日時	令和3年11月9日（火）午前10時00分～午前10時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 第25回最高裁判所裁判官国民審査の結果について 大須賀広報課長説明（資料第1）</p> <p>2 令和4会計年度における協議会等開催計画について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>○ 裁判官会議付議 1</p> <p>○ 了承 2</p>
秘書課長 大須賀 寛	

事務総局会議資料第1  
(11月9日開催)

(令和3.11.9広企印)

第25回最高裁判所裁判官国民審査における罷免を可とする投票数と罷免を可としない投票数

告示順序	裁判官氏名	有効投票数から記載無効数を除いた数 (A)=(B)+(C)	罷免を可とする投票数 (B)	罷免を可としない投票数 (C)	罷免を可とする投票数の率 (B) / (A) × 100 (%)
1	深山卓也	57,180,790	4,473,315	52,707,475	7.82
2	岡正晶	57,180,787	3,544,361	53,636,426	6.20
3	宇賀克也	57,180,788	3,911,314	53,269,474	6.84
4	堺徹	57,180,816	3,539,058	53,641,758	6.19
5	林道晴	57,180,821	4,397,748	52,783,073	7.69
6	岡村和美	57,180,813	4,149,807	53,031,006	7.26
7	三浦守	57,180,806	3,813,025	53,367,781	6.67
8	草野耕一	57,180,797	3,821,616	53,359,181	6.68
9	渡邊恵理子	57,180,787	3,468,613	53,712,174	6.07
10	安浪亮介	57,180,807	3,384,687	53,796,120	5.92
11	長嶺安政	57,180,836	4,138,543	53,042,293	7.24
平均					6.78

## 【事務総局会議・配布資料】

## 令和4会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会議	6月1日、2日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月21日、22日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月9日 (予備日: 3月3日、17日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月7日、 3月2日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月10日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月11日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会	5月26日	1日	調停制度の在り方に關し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
15	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	後見関係事件事務打合せ	7月7日	1日	後見関係事件の運用に関する連絡協議 (テレビ会議)	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

## 令和4会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	(未定)	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官、高地家裁総務課課長補佐、専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	116人
7	会計課長協議会	(未定)	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定(原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定(9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1. 裁判員裁判の運用上の課題 2. その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
19	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
20	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人)に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
22	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
23	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
24	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
26	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡裁裁判官、開催地所在の地裁裁判官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	108人
27	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会）の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	50人
28	労働審判員研修会	各地裁で決定（原則として4月～6月）	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
29	労働審判員研究会	各地裁で決定（原則として9月～12月）	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	知的財産権訴訟研究会	原則として9月～2月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
31	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	原則として6月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
32	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
36	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
37	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
39	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京、札幌) 大阪(大阪、広島) 名古屋(名古屋、仙台) 福岡(福岡、高松)	家庭局	50人
41	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	(合同開催) 4～5高裁で開催(開催地は未定)	家庭局	各高裁で決定

事務総局会議（第37回）議事録

日時	令和3年11月16日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	総務局関係事項について 小野寺総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛之	

岡村裁判官の職務執行回避申立てについての審議資料

- 第1 岡村裁判官の回避許可申立書写し
- 第2 回避申立てに係る事件について
- 第3 参照条文

【総局会議配布資料】

資料第1

令和3年11月9日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

最高裁判所裁判官 岡村和美

回避許可申立書

私は、下記許可抗告事件の原々決定の審理に際し、消費者庁長官として関与しているため、同事件の職務の執行を回避すべきものと思料しますので、これを許可されるよう申し立てます。

記

令和3年（許）第14号 文書提出命令申立て一部却下決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

抗告人（抗告人・申立人） [REDACTED] 外 [REDACTED]

相手方（相手方・相手方） 国

資料第2

回避申立てに係る事件について

1 事件名・当事者名

令和3年（許）第14号 文書提出命令申立て一部却下決定に対する抗告審の  
変更決定に対する許可抗告事件

（第二小法廷）

抗告人（抗告人・申立人） [REDACTED]

外 [REDACTED]

相手方（相手方・相手方） 国

主任 岡村裁判官 佐野調査官

2 事案の概要

本件の本案訴訟は、経営破綻した株式会社安愚楽牧場（以下「安愚楽牧場」という。）との間で黒毛和牛種の売買及び飼養委託に係る契約を締結した抗告人らが、相手方において、安愚楽牧場に対して、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）に基づく規制権限を適切に行使しなかつたことにより損害を受けた旨主張し、相手方に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

本件は、抗告人らが、本案訴訟において、農林水産省ないし消費者庁の職員等が安愚楽牧場の預託法違反の事実を認識していたことなどを立証するために必要があるとして、相手方の所持に係る各文書（以下「本件各文書」という。）につき、文書提出命令の申立てをした事件であり、本件各文書が民訴法220条4号ロに掲げる文書に該当するか否かが問題となっている。

原々審（東京地方裁判所令和元年8月28日決定）は、申立人らの申立てを一部認容し、原審（東京高等裁判所令和3年8月26日決定）は、原々決定を一部変更し、抗告人らの申立てを一部認容した。

3 岡村裁判官の関与

【総局会議配布資料】

岡村裁判官は、消費者庁長官在任中、原々審裁判所からの民訴法223条3項による求意見に対し、監督官庁として、本件各文書が民訴法220条4号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べた。

資料第3

参 照 条 文

(裁判官の回避)

民事訴訟規則第12条

裁判官は、法第23条（裁判官の除斥）第1項又は第24条（裁判官の忌避）第1項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

(裁判官の除斥)

民事訴訟法第23条

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第6号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

- 1 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- 2 裁判官が当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- 3 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 4 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。
- 5 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- 6 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

(2項省略)

(裁判官の忌避)

民事訴訟法第24条

裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

(2項省略)

事務総局会議（第38回）議事録

日時	令和3年11月22日（月）午後2時00分～午後2時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、榎本経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官、真鍋経理局主計課長
議事	令和3年度裁判所所管補正予算（第1号）について 榎本経理局総務課長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛	

事務総局会議資料  
(11月22日開催)

資料1

令和3年度裁判所所管補正予算(第1号) (案)について

(単位:千円)

区分	金額	備考	
当初予算額	325,367,912		
補正要求額	△33,904		
修正追加額	3,129,830	物 件 費 (裁判手続のIT化等)	1,548,704
		裁判所施設費 (裁判所施設の防災・減災対策)	1,581,126
修正減少額	△3,163,734	不用による既定経費の減少 人 件 費	△3,154,201
		物 件 費	△9,533
1次補正後予算額	325,334,008		

令和3年度補正予算（第1号）（案）物件費の案件

裁判手続のIT化等

15億4900万円

1 民事訴訟手続のIT化

13億2500万円

ディスプレイ等のウェブ会議用機器の整備

民事訴訟手続のIT化に係るシステム開発等及び要件定義支援等

裁判書類の電子提出に係るシステム改修

2 刑事手続のIT化

7800万円

刑事手続IT化構想策定等

3 家事事件のIT化

600万円

ディスプレイ等のウェブ会議用機器の整備

4 その他

1億4000万円

データセンタソフトウェアバージョンアップ

逃走防止用GPS端末の実証実験に係る業務委託

※百万円未満四捨五入

令和3年度補正予算（第1号）（案）施設主要案件

裁判所施設の防災・減災対策

15億8100万円

1 エレベーター設備の耐震化 13戸

本庁：福井地家裁，那覇地裁，東京家裁，大阪家裁，神戸家裁，

仙台家裁，札幌家裁

支部：（宇都宮）足利，（長野）飯田，（新潟）新発田，

（鳥取）米子，（鹿児島）名瀬，（仙台）石巻

2 老朽設備の改修 3戸

自家発電設備改修

火災報知設備改修 等

本庁：仙台高地裁，京都地裁，釧路地家裁

※百万円未満四捨五入

事務総局会議（第39回）議事録

日時	令和3年11月30日（火）午後2時00分～午後2時17分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第1）</p> <p>2 少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則について 戸苅家庭局第一課長及び吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 少年調査記録規程の一部を改正する規程について 戸苅家庭局第一課長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 3</p> <p>◎ 了承 1</p>

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料第1  
(11月30日開催)

(令和3.11.30経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年1月20日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和3. 11. 30)

配布資料目録

- 1 少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則案
- 2 少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定理由について
- 3 少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文
- 4 少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱

理由

少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）等の施行に伴い、観護の措置等に関する通知先及び観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知その他所要の事項を定めるとともに、関係規定の整備等を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）

新

旧

(決定書)

第二条 (略)

(決定書)

第二条 (同上)

2 (略)

2 (同上)

3 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

、第一項の規定による署名押印又は前項の規定による記名押印に代えて押印することができる。

1 (略)

1 (同上)

3 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

、第一項の規定による署名押印又は前項の規定による記名押印に代えて押印することができる。

二 法第五条第二項及び第三項、第十七条第一項  
及び第三項ただし書、第十七条の二第四項前段  
(第十七条の三第二項において準用する場合を  
含む。)において準用する法第三十三条、第十  
七条の四第一項本文、第二十二条の二第一項 (法  
法において準用し、又はその例による場合を含  
む。次項第五号において同じ。)、第二十四条  
の二、第二十五条、第三十二条の四第三項並び  
に第三十四条ただし書 (第三十五条第二項前段  
において準用する場合を含む。) の決定

三 (略)

4 (略)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

二 法第五条第二項及び第三項、第十七条第一項  
及び第三項ただし書、第十七条の二第四項前段  
(第十七条の三第二項において準用する場合を  
含む。)において準用する法第三十三条、第十  
七条の四第一項本文、第二十二条の二第一項 (法  
法において準用し、又はその例による場合を含む  
。次項第五号において同じ。)、第二十四条の  
二、第二十五条、第三十二条の四第三項並びに  
第三十四条ただし書 (第三十五条第二項前段に  
おいて準用する場合を含む。) の決定

三 (同上)

4 (同上)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 (略)

二 法第二十条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第六十二条第一項及び第六十四条の決定

二 法第二十条、第二十四条及び第二十四条の二の決定

三～五 (略)

6・7 (略)

(決定の告知)

第三条 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項及び第六十四条第一項の決定

決定

二 (略)

二 (同上)

三～五 (同上)

6・7 (同上)

(決定の告知)

第三条 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項の決定

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならぬ。

一 (略)

二 法第十七条第一項第二号の措置がとられてゐる事件についての法第二十条第一項及び第六十

二条第一項の決定

3～6 (略)

(決定と同行状の執行指揮)

第四条 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第

一項本文、第二十四条第一項第二号及び第三号、

第二十六条の二本文、第二十七条の二第五項本文

並びに第六十四条第一項第三号の決定並びに同行

状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならぬ。

一 (同上)

二 法第十七条第一項第二号の措置がとられてゐる事件についての法第二十条の決定

3～6 (同上)

(決定と同行状の執行指揮)

第四条 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第

一項本文、第十八条、第十九条第二項 (第二十三

条第三項において準用する場合を含む。)、第二

十条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第

二十六条の二本文及び第二十七条の二第五項本文

裁判官の指揮によつて執行する。

## 2 (略)

### (決定の通知)

第五条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は第六十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項

## 2 (同上)

### (決定の通知)

第五条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条から第二十条まで、第二十三条又は第二十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項

の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する

よる通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。

2・3 (略)

(少年鑑別所等への通知)

第二十一条の二 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときも、同様である。

の決定をしたときも、同様とする。

2・3 (同上)

(少年鑑別所等への通知)

第二十一条の二 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項の決定をしたときも、同様である。

（観護の措置に関する通知・法第十七条等）

第二十二条 観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七条第一項第二号の措

（観護の措置に関する通知・法第十七条等）

第二十二条 観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第十七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

（新設）

置がとられている事件について法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がないときは少年の申出によりその指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

(新設)

(特別抗告・法第十七条の三)

第二十二条の三 前条及び第四十五条第一項の規定は、法第十七条の三第一項前段において準用する法第三十五条第一項本文の抗告について準用する。この場合において、前条第四項中「第四十四条（同条第一項後段の規定及び同条第二項の規定中年月日の通知に係る部分を除く。）」とあるのは「第四十四条」と、第四十五条第一項中「速やかに記録とともに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(検察官への送致の方式・法第二十条第一項等)

第二十四条（略）

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・

(特別抗告・法第十七条の三)

第二十二条の三 前条及び第四十五条第一項の規定は、法第十七条の三第一項前段において準用する法第三十五条第一項本文の抗告について準用する。

この場合において、前条第四項中「第四十四条（同条第一項後段の規定及び同条第二項の規定中年月日の通知に係る部分を除く。）」とあるのは「第四十四条」と、第四十五条第一項中「速やかに記録とともに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(検察官への送致の方式・法第二十条)

第二十四条（同上）

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・

法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 法第十七条第一項第二号の措置が  
とられている事件について、法第十九条第二項（  
第二十三条第三項において準用する場合を含む。）

）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定  
をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対  
し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条  
第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任する  
ことができる旨を告げなければならない。ただし  
、法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定  
をする場合において、法第十条第一項の規定によ  
り選任された弁護士である付添人があるときは、  
弁護人を選任することができる旨は告げることを

法第四十五条第四号等)

第二十四条の二 法第十七条第一項第二号の措置が  
とられている事件について、法第十九条第二項（  
第二十三条第三項において準用する場合を含む。）

）、又は第二十条の決定をするときは、裁判長が、  
あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並び  
に刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨  
及び弁護人を選任することができる旨を告げなけ  
ればならない。ただし、少年又は保護者が選任し  
た弁護士である付添人があるときは、弁護人を選  
任することができる旨は告げることを要しない。

要しない。

2 前項の規定により弁護人を選任することができ  
る旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護  
士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含  
む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申  
し出しができる旨及びその申出先を教示しな  
ければならない。

3・4 (略)

（観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所

・法第四十五条第四号等）

第二十四条の三 檢察官は、あらかじめ、裁判長に

対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年  
鑑別所に収容されている者について法第十九条第

2 前項の規定により弁護人を選任することができ  
る旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護  
士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申  
し出しができる旨及びその申出先を教示しな  
ければならない。

3・4 (同上)

（観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所

・法第四十五条第四号等）

第二十四条の三 檢察官は、あらかじめ、裁判長に

対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年  
鑑別所に収容されている者について法第十九条第

二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に収容すること又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3（略）

（保護処分の決定の言渡・法第二十四条等）

第三十五条（略）

2（略）

（保護処分の決定の方式・法第二十四条等）

二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に収容すること又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3（同上）

（保護処分の決定の言渡・法第二十四条）

第三十五条（同上）

2（同上）

（保護処分の決定の方式・法第二十四条）

第三十六条（略）

（各種の保護処分の形式と通知等・法第二十四条等）

第三十七条 法第二十四条第一項第一号又は第六十  
四条第一項第一号若しくは第二号の決定をするに  
は、保護観察をすべき保護観察所を、法第二十四  
条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の決  
定をするには、送致すべき少年院の種類（少年院  
法（平成二十六年法律第五十八号）第四  
条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限  
る。）を指定するものとする。

第一号から第三号までに掲げるものに限る。）を  
指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一  
項第一号若しくは第二号の決定をしたときは保護

第三十六条（同上）

（各種の保護処分の形式と通知等・法第二十四条等）

第三十七条 法第二十四条第一項第一号の決定をす  
るには、保護観察をすべき保護観察所を、同項第  
三号の決定をするには、送致すべき少年院の種類  
(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第四  
条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限  
る。)を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号の決定をしたときは  
保護観察所長に、同項第二号の決定をしたときは

観察所長に、法第二十四条第一項第二号の決定をしたときは児童相談所長に、同項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

3 (略)

(環境調整の措置・法第二十四条等)

第三十九条 (略)

(準用規定)

第五十四条 法第三十五条第一項本文の抗告については、第四十三条から第四十六条の二まで、第四十六条の四から第四十八条まで、第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。この場合において

児童相談所長に、同項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

3 (同上)

(環境調整の措置・法第二十四条)

第三十九条 (同上)

(準用規定)

第五十四条 法第三十五条第一項本文の抗告については、第四十三条から第四十六条の二まで、第四十六条の四から第四十八条まで、第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。この場合において

、第四十六条の二中「検察官閲与決定をした事件についてした保護処分の決定」とあるのは「法第二十二条の二第一項（第三十二条の六において準用する場合を含む。）の決定があつた事件についてした法第三十三条の決定」と、第四十八条中「第三十二条の六」とあるのは「第三十二条の六（第三十五条第二項前段において準用する場合を含む。）」と、「第三十三条」とあるのは「第三十五条第二項前段において準用する法第三十三条」

、第四十六条の二中「検察官閲与決定をした事件についてした保護処分の決定」とあるのは「法第二十二条の二第一項（第三十二条の六において準用する場合を含む。）の決定があつた事件についてした法第三十三条の決定」と、第四十八条中「第三十二条の六」とあるのは「第三十二条の六（第三十五条第二項前段において準用する場合を含む。）」と、「第三十三条」とあるのは「第三十五条第二項前段において準用する第三十三条」と読み替えるものとする。

第二条関係—刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

新

（観護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護  
人選任の請求等・少年法第四十五条等）

第二百八十一条の二 少年法第四十五条第七号（同法

第四十五条の二において準用する場合を含む。次

（観護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護  
人選任の請求等・少年法第四十五条等）

第二百八十一条の二 少年法第四十五条第七号（同法

第四十五条の二において準用する場合を含む。次

条第一項において同じ。）の規定により被疑者に  
勾留状が発せられているものとみなされる場合に  
おける法第三十七条の二第一項の請求は、少年法

旧

（観護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護  
人選任の請求等・少年法第四十五条等）

第二百八十一条の二 少年法第四十五条第七号（同法

第四十五条の二において準用する場合を含む。次

条第一項において同じ。）の規定により被疑者に  
勾留状が発せられているものとみなされる場合に  
おける法第三十七条の二第一項の請求は、少年法

第十九条第二項（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。）、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 前項に規定する場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する处分は、少年法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方

第十九条第二項（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。）若しくは第二十条の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 前項に規定する場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する处分は、少年法第十九条第二項若しくは第二十条の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地

裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

### 3・4 (略)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護人選任の申出・少年法第四十五条等)

第二百八十条の三 少年法第四十五条第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七条の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少年法

第十九条第二項、第二十条第一項又は第六十二条

方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

### 3・4 (同上)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護人選任の申出・少年法第四十五条等)

第二百八十条の三 少年法第四十五条第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七条の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少年法第十九条第二項又は第二十条の決定をした家庭裁

第一項の決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。

2 (略)

判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。

2 (同上)

## 少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱

この要綱案は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、少年審判規則の改正が考えられる事項を整理したものである。

この要綱案中、「法」とあるのは、少年法（昭和23年法律第168号）をいう。

### 1 観護の措置等の通知先に関する改正

第22条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。以下同じ）。

（観護の措置に関する通知・法第十七条等）

第22条 観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第十七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がないときは少年の申出によりその指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

### 2 観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知における申出先に関する改正

第24条の2第1項及び第2項を次のとおり改めること。

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等)

第24条の2 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、

法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならぬ。ただし、法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をする場合において、法第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人があるときは、弁護人を選任することができる旨は告げることを要しない。

2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出することができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

### 3 決定と同行状の執行指揮に関する改正

第4条第1項を次のとおり改めること。

(決定と同行状の執行指揮)

第4条 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項本文、第二十四条第一項第二号及び第三号、第二十六条の二本文、第二十七条の二第五項本文並びに第六十四条第一項第三号の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する。

### 4 その他

刑事処分相当の検察官送致決定の根拠条文が「法第20条第1項」と特定されたこと又は特定少年の特例規定が設けられたことに伴う改正

(1) 第2条第5項第2号を次のとおり改めること。

(決定書)

第2条 1～4 (略)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 (略)

二 法第二十条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第六十二条第一項及び第六十四条の決定

三～五 (略)

6・7 (略)

(2) 第3条第1項第1号及び第2項第2号を次のとおり改めること。

(決定の告知)

第3条 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項及び第六十四条第一項の決定

二 (略)

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならない。

一 (略)

二 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件についての法第二十条第一項及び第六十二条第一項の決定

3～6 (略)

(3) 第4条第1項を前記「3 決定と同行状の執行指揮に関する改正」のとおり改めること。

(4) 第5条第1項を次のとおり改めること。

(決定の通知)

第5条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は第六十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知し

なければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。

## 2・3（略）

（5）第21条の2を次のとおり改めること。

（少年鑑別所等への通知）

第21条の2 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときも、同様である。

（6）第22条第1項を前記「1 観護の措置等の通知先に関する改正」のとおり改めること。

（7）第24条の見出しを次のとおり改めること。

（検察官への送致の方式・法第二十条第一項等）

## 第24条（略）

（8）第24条の2第1項を前記「2 観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知における申出先に関する改正」のとおり改めること。

（9）第24条の3第1項を次のとおり改めること。

（観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所・法第四十五条第四号等）

第24条の3 検察官は、あらかじめ、裁判長に対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容されている者について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に収容すること又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3 (略)

(10) 第35条の見出しを次のとおり改めること。

(保護処分の決定の旨渡・法第二十四条等)

第35条 1・2 (略)

(11) 第36条の見出しを次のとおり改めること。

(保護処分の決定の方式・法第二十四条等)

第36条 (略)

(12) 第37条の見出し、第1項及び第2項を次のとおり改めること。

(各種の保護処分の形式と通知等・法第二十四条等)

第37条 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をするには、保護観察をすべき保護観察所を、法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をするには、送致すべき少年院の種類（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をしたときは保護観察所長に、法第二十四条第一項第二号の決定をしたときは児童相談所長に、同項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(13) 第39条の見出しを次のとおり改めること。

(環境調整の措置・法第二十四条等)

第39条 (略)

以上

(令和3. 11. 30)

配布資料目録

- 1 少年調査記録規程の一部を改正する規程案
- 2 少年調査記録規程の一部を改正する規程の制定理由について
- 3 少年調査記録規程の一部を改正する規程新旧対照条文

（令和　　・　　・　　家一印）

最高裁判所規程第　　号

少年調査記録規程の一部を改正する規程

少年調査記録規程（昭和二十九年最高裁判所規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条第一項の規定による通告」の下に「、同法第六十八条の二の規定による申請」を加える。

第三条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「又は第二十六条の四第一項」を「、第二十六条の四第一項、第六十二条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項、更生保護法第七十二条第一項又は少年院法第一百三十八条第二項若しくは第一百三十九条第二項」に改める。

附　則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

### 理由

少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、少年調査記録規程について所要の整理を行う必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

少年調査記録規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

少年調査記録規程（昭和二十九年最高裁判所規程第五号）

新

(調査記録の作成)

第二条 (略)

第二条 (同上)

旧

(調査記録の作成)

2 再犯、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

（第六十七条第二項の規定による申請、同法第六  
十八条第一項の規定による通告、同法第六十八条  
の二の規定による申請、同法第七十一条の規定に  
の規定による戻し収容申請、少年院法（平成二十  
六年法律第五十八号）第一百三十八条第一項又は第

118条第一項の規定による通告、同法第七十一条  
の規定による戻し収容申請、少年院法（平成二十  
六年法律第五十八号）第一百三十八条第一項又は第

第五十八号) 第百三十八条第一項又は第一百三十九条第一項の規定による収容継続申請等により、同一の少年について新たな事件が家庭裁判所に係属した場合においては、調査記録は従前の事件について作成された調査記録に、新たに係属した事件について作成される参考書類を編てつして作成する。

(決定書の謄本等の編てつ)

第三条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)。

以下「法」という。) 第二十条第一項、第二十四

条第一項、第二十六条の四第一項、第六十二条第一

項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一

項、更生保護法第七十二条第一項又は少年院法第

百三十九条第一項の規定による収容継続申請等により、同一の少年について新たな事件が家庭裁判所に係属した場合においては、調査記録は従前の事件について作成された調査記録に、新たに係属した事件について作成される参考書類を編てつして作成する。

(決定書の謄本等の編てつ)

第三条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)。

以下「法」という。) 第二十条、第二十四条第一

項又は第二十六条の四第一項の決定をしたときは

、その決定書の謄本又は抄本を調査記録に編てつする。

百三十八条第二項若しくは第一百三十九条第二項の  
決定をしたときは、その決定書の謄本又は抄本を  
調査記録に編てつする。